

○佐賀県警察交通機動隊の運用に関する訓令（概要）

（平成13年8月20日本部訓令第14号）

この訓令は、佐賀県警察交通機動隊の運用について、必要な事項を定めるものである。

内容として、

- 任務
- 編成
- 隊長及び副隊長の任務
- 警ら区域及び警ら路線
- 勤務計画
- 勤務時間等
- 勤務種別
- 服務心得
- 交通乗車服用帽子の着用
- 交通事故事件の捜査
- 交通法令違反事件の捜査
- 一般犯罪等の取扱い
- 教養訓練
- 派遣要請
- 自主派遣

の項目からなっている。